

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

令和7年度 Connections Luxury FAM トリップ企画運營業務委託

2 事業目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する高付加価値旅行者の誘致に向けて、プロモーション活動を実施している。

プロモーションの一環として、TCVB が別途加盟する高付加価値旅行事業者向けのコミュニティ Connections Luxury（以下「Connections」という。）を活用し、高付加価値旅行者を顧客に多く持つ海外旅行エージェントを東京に招聘する FAM トリップを実施すると共に、FAM トリップの様子を Connections のチャンネルで PR する。東京の高付加価値旅行者向け旅行コンテンツ等を実際に体験させ、またその様子を映像等で訴求することで、東京の高付加価値旅行者向け旅行地としての認知度向上や、訪都旅行商品の販売の促進に繋げる。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 全体運営

(1) 高付加価値旅行プロモーションにおけるターゲット

都・TCVB では、観光庁による高付加価値旅行者の傾向（以下参照）も念頭に、ターゲット層を主に欧米豪・一部アジアを中心とした高付加価値旅行者のうち、特に1回の現地における旅行消費額が100万円以上（宿泊費を除く）の層と設定している。それらターゲット層においては自らが旅行手配を行わず、主にそれら顧客を扱う旅行事業者等（以下「トラベルデザイナー」という。）が旅行手配を行っていることから、都・TCVB においてはトラベルデザイナー等に向けた BtoB 及び BtoBtoC のプロモーション展開を行っている。

<観光庁による高付加価値旅行者の傾向（抜粋）>

高付加価値旅行者は、単に一旅行当たりの消費額が大きいのみならず、一般的に知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向にある。（観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」（2022年5月）より）

(2) ラグジュアリートラベル向け訴求ブランドイメージ

ターゲットとする旅行者層は、これまでの調査結果から、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが明らかになっている。また、観光庁の定義では、消費額の大きさのみならず、一般的に知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向がある旅行者となっている。

これらのニーズに合った特別感の醸成のため、過年度の各種高付加価値層プロモーションにおいて活用している「Tokyo Timeless Temptations」のマークを活用し、既にTCVBにて制作済みの冊子やTCVBが運営する高付加価値旅行PRサイト*「Timeless Tokyo」のイメージに沿った訴求をすること。なお、「Tokyo Timeless Temptations」のマークについては、別紙1「高付加価値旅行者向けPR事業用ロゴについて」を参照すること。

*サイト名：Tokyo Timeless Temptations

<https://timelesstokyo.com>

サイトコンセプト：高付加価値旅行者向け旅行地としての東京のイメージ訴求や、「東京でしか出来ない体験・東京ならではの体験」に関する情報を提供し、旅行先としての認知度を向上させる。

(3) 東京のブランディング戦略

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、ブランドコンセプトを定めている。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）に込められたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo」について】

<https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

(4) Connections Luxury について

Connections とは、イギリスに本部を置く、ラグジュアリートラベル市場におけるシニア・プロフェッショナル向けコミュニティである。

Connections 公式サイト <https://weareconnections.com/>

(5) 実施体制

- ア 欧米豪を中心とした高付加価値旅行者や、その旅行者を顧客に多く持つ旅行エージェント等のニーズを的確に捉えるため、ラグジュアリートラベル市場に精通する者の監督・助言を得られる体制を構築すること。
- イ 本事業における実施体制については、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。また、現地の最新情勢・動向に細心の注意を払い、それらに配慮した企画提案、臨機応変に対応できる実施体制を整えること。
- ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。

5 業務内容

以下の FAM トリップ 2 本を企画・実施すること。

(1) 参加者について

ア 被招聘者

- (ア) 各 12 名（内訳：トラベルデザイナー 9 名、Connections スタッフ 1 名、カメラクルー 2 名）。2 回の FAM トリップ合計で、計 24 名を招聘する。
- (イ) Connections により選定された、欧米豪地域を中心とするラグジュアリー・トラベルデザイナーを招聘する。
- (ウ) 6 月実施分においては初めて訪都するトラベルデザイナー、10 月実施分においては訪都経験のあるトラベルデザイナーの招聘を想定している。
- (エ) 全員が英語話者であることを想定している。

イ TCVB 職員

全行程で 2 名の同行を想定すること。

(2) 日程について

ア 以下のとおり実施する。

1 本目（初めて訪都するトラベルデザイナー向け）：

令和 7 年 6 月 23 日（月）東京着

令和 7 年 6 月 27 日（金）東京発（計 4 泊）

2 本目（訪都経験のあるトラベルデザイナー向け）：

令和 7 年 10 月 8 日（水）東京着

令和 7 年 10 月 11 日（土）東京発（計 3 泊）

イ 10 月実施分については、被招聘者は 10 月 7 日まで東京にて開催予定の

「Connections Luxury Asia Pacific」商談会に参加しており、10 月 8 日朝に商談会のホストホテル（都内予定）をチェックアウトする。

ウ 以下の行程案は一例であり、6月実施分においては、到着時間は被招聘者のフライトにより異なる。

エ 被招聘者の希望により前泊・後泊をする場合、かかる費用は本契約には含まないが、希望に応じ宿泊ホテルとの連絡調整をサポートすること。

6月実施分（4泊）

日数	日付	曜日	フライト	内容	宿泊	食事
①	6月23日	月	AM 羽田/ 成田着	ホテルディナー	ホテル (赤坂周 辺予定)	朝 機内 昼 ー 夜 ホテル
②	6月24日	火		終日 都内観光地視察	ホテル (赤坂周 辺予定)	朝 ホテル 昼 ○ 夜 ○
③	6月25日	水		終日 都内観光地視察 ホテル視察・ホテルランチ	ホテル (赤坂周 辺予定)	朝 ホテル 昼 ホテル 夜 ○
④	6月26日	木		終日 都内観光地視察	ホテル (赤坂周 辺予定)	朝 ホテル 昼 ○ 夜 ○
⑤	6月27日	金	AM 羽田/ 成田発	チェックアウト	機内	朝 ホテル 昼 ー 夜 機内

10月実施分（3泊）

日数	日付	曜日	フライト	内容	宿泊	食事
①	10月8日	水		AM チェックアウト 都内観光地視察 ホテルディナー	ホテル (芝浦周 辺予定)	朝 機内 昼 ○ 夜 ホテル

②	10月9日	木		終日 都内観光地視察	ホテル (芝浦周 辺予定)	朝 ホテル 昼 ○ 夜 ○
③	10月10 日	金		終日 都内観光地視察	ホテル (芝浦周 辺予定)	朝 ホテル 昼 ○ 夜 ○
④	10月11 日	土	AM 羽田/ 成田発	チェックアウト	機内	朝 ホテル 昼 — 夜 機内

(3) 企画・運営

ア FAM トリップに係る事前準備・手配から、FAM トリップの実施や報告等、以下のとおり企画・運営を行うこと。業務進行スケジュールを管理し、随時 TCVB と共有すること。

イ Connections 及び参加者との連絡・調整

当該事業の企画運営に伴い、イギリスに本部を置く Connections や参加者との連絡・調整を適宜行うこと。なお、コミュニケーションは原則英語となる。

ウ ホテル手配

(ア) TCVB にて事前に、4～5 つ星相当のホテルを手配するため、委託費用に宿泊費は含まないこととする。(ダブルルーム又はツインルームのシングルユース、朝食、Wi-fi 等込みを想定)

(イ) 被招聘者決定後、FAM 終了に至るまでホテル側への宿泊者名簿の提供、ギブアウェイ等部屋入れの対応、ホテルで実施される視察、ディナー、ランチの実施サポート等を含め、必要な調整を行うこと。

(ウ) ホテルにてカメラクルーによる撮影を想定している。Connections とホテルとの間で、撮影に係る連絡・調整が必要になる場合、そのサポートを行うこと。

エ 添乗員手配

(ア) 旅程管理主任者の資格を持つ添乗員を各日程で 1 名手配の上、全行程に同行すること。

(イ) 添乗業務は英語にて対応すること。

(ウ) 添乗員手配は他社への再委託を行わず、自社内で本事業の詳細を把握しているものを配置することが望ましい。

オ 通訳案内士手配

(ア) 東京都登録の全国通訳案内士有資格者(英語)を各日程で 1 名手配すること。

- (イ) 上記日程案の期間中、スルーガイドであること。原則、行程の途中でガイドの変更がないこと。
- (ウ) 空港でのお出迎えから、帰国日の送迎車へのお見送りまでを行うこと。
- (エ) 英語が堪能かつ優れたガイディングと接遇のスキルを持ち、高付加価値旅行者へのアテンド経験が豊富であること。顧客からのフィードバックが良い優れたガイドを手配すること。(正式手配依頼の際は、実績とプロフィールを添付の上、TCVB と協議の上決定すること。)

カ 食事手配

- (ア) 上記日程案の期間中、記載の食事を参加者分手配すること。
- (イ) 質が高く、かつ高付加価値旅行者の受け入れが可能なレストランを選択すること。
- (ウ) メニューは英語表記があり、ヴィーガン・ベジタリアン対応等ができるレストランを選択肢に入れること。(対応ができない場合は、被招聘者が事前に把握できるようにすること。)
- (エ) アレルギー対応が可能であること。
- (オ) 各食事ではアルコールを含め、常識の範囲内でのオーダーについては、契約内費用に含むこと。現地で範囲外のオーダーを希望された場合には、都度 TCVB と協議の上判断すること。
- (カ) 上記日程案に記載のホテルディナーについて、現時点では着席形式にて実施し、宿泊ホテルからのスポンサードを想定している。(本ディナーは今後のホテルとの調整により、ランチへ変更となる可能性がある。) また記載のホテルランチ・視察についても、TCVB が別途指定するホテルより、スポンサードにて実施する可能性がある。ホテル決定後に当該ホテルと実施における必要な調整とサポートを行うこと。
- (キ) 添乗員・通訳案内士の食事に係る費用についても含めること。

キ 観光地の選定・文化体験等の手配

- (ア) 都内観光地については高付加価値旅行者から需要の高い場所を、1日あたり3か所程度選定し手配すること。選定の際、各日程の参加者の訪都経験を踏まえて検討すること。
- (イ) 都内観光地入場料や文化体験の手配に必要な費用を含めること。
- (ウ) 文化体験は各日程で1、2回程度選定し、行程に組み込むこと。また、TCVB の求めに応じ、過去に TCVB が開発した体験コンテンツや、Connections の指定する体験コンテンツを柔軟に組み入れることとし、その費用は本委託費用外にて実施するが、訪問先と必要な調整を行うこと。
- (エ) 必要に応じ TCVB 職員、添乗員・通訳案内士の参加分費用についても含めること。

ク 移動車両手配

- (ア) 全行程を通して、カメラクルー2名を除く被招聘者・添乗員・通訳案内士・TCVB職員が余裕を持って座れるマイクロバス、又はハイエース等の車両を各日程1台以上、必要数を手配すること。
- (イ) 被招聘者のうちカメラクルー2名については、撮影のため、上記行程案に記載のFAM本体の移動とは到着・出発時刻が変更となる可能性がある。そのため、カメラクルー専用の車両を1台用意すること。
- (ウ) 空港送迎については、被招聘者全員にドライバー付きのプライベート送迎車を手配すること。フライトの発着時間が近い被招聘者同士は混載送迎も可能とするが、被招聘者の空港での待機時間が1時間を超えないようにすること。
- (エ) 6月実施分については、実施中にホテルの変更があるため、荷物を含めたホテル間の移動が可能なよう手配を行うこと。
- (オ) 車種は高付加価値旅行者に相応しいグレードの高い車両とすること。
- (カ) ドライバーは英語対応可能とすること。不可の場合は、英語対応可能なスタッフを同乗させること。
- (キ) 行程上必要な有料道路代、駐車代、回送費用等の諸経費を含めること。

ケ 旅行保険手配

- (ア) 期間中、被招聘者に対し、傷害死亡・傷害治療・疾病治療・賠償責任等を含む十分な補償を備えた旅行保険を手配すること。
- (イ) 補償内容、補償の期間（海外から日本までの移動期間を補償に含められるかどうか）、加入手続き、被招聘者への保険証書の受け渡し方法等については、TCVBと協議の上決定すること。

コ FAMトリップ前後のPRに係る調整

FAMトリップの前後に、主にConnectionsが所有するサイト、SNS等で訪問先等を含めたPRを実施する。実施にあたり、手配した観光地、レストラン、ホテルの関係者にその旨周知し承諾を得ると共に、特にレストラン、観光地、体験コンテンツ等必要に応じ書面等で許可を得ると共に、条件がある場合においては表にまとめてTCVBに提出すること。

サ その他

- (ア) 期間中使用可能なモバイルWi-Fiルーターを、トラベルデザイナー1名あたり1台、計18台手配すること。
- (イ) 高付加価値旅行者に相応しい、東京らしいギブアウェイを検討し、被招聘者全員に手配すること。
- (ウ) FAMトリップ実施の2週間までを目途に、最終の行程と訪問地の詳細や補足情報、旅行の注意事項、緊急連絡先等を記載したブローチャーを英語にて作成し、データにて各参加者へ送付すること。また、到着後に各参加者へ、印

刷したものを手交すること。

- (エ) ビザが必要な被招聘者がいる場合、必要な書類等を手配、又は手配補助を行うこと。(24名中若干名を想定。)
- (オ) ツラベルデザイナーの旅費を TCVB にて一部補助を行う。その旅費補助額を TCVB に代わり、購入金額が記載されているフライトの証票 (e-チケット控え、デジタルチケットのスクリーンショット、航空券半券等もしくはそれに準ずるもの) と引き換えに、被招聘者に支給し、証票を TCVB に提出すること。証票に購入金額の記載がない場合は、購入金額の分かる書類を徴収すること。また、その際に発生する諸経費を含めること。航空券手配は被招聘者自身が手配するため、本契約には含まないこととする。

6 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

各 FAM ツリップ実施及び、実施報告書を受領後、TCVB 担当者による検査終了後に支払うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

なお、仕様書 5 (3) サ (オ) の旅費補助額は証憑に基づく実費精算 (上限額の設定あり) をするものとする。

(2) 完了報告と実施報告書の提出について

別紙 2 「委託完了届」を提出すること。実施報告書には後日共有する Connections にて実施する参加者アンケートの結果を入れ込んだ上で、A4 版・横書きカラーにて作成し、電子データを納品すること。各 FAM ツリップ実施後 1 か月以内に提出すること。目次、体裁、提出期限等は TCVB と調整の上決定する。

7 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

8 秘密の保持

- (1) 受託者は、上記第 7 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- (2) 上記第 7 により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」* 第 14 に定めるところによる。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

10 委託事項の遵守・守秘義務

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11 個人情報の保護等

- (1) 以下の「東京都個人情報取扱事務要綱」*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」**を踏まえ、別紙3「個人情報に関する特記仕様」に定められた事項を遵守すること。

*要綱 https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf

**基準イメージ

https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannrikijunimeji.pdf

- (2) 「[公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針](#)」及び受託事業者に別途提供する「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」***を遵守すること。

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

- (3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

ア 本事業の実施を通じて得たもので、Connections より共有されたユーザーの氏名/連絡先/メールアドレス など

イ TCVB 職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

ウ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (4) 本事業の遂行にあたり、上記第7により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

12 その他

- (1) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては TCVB と協議のもと進める

- こと。
- (4) 感染症の拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
 - (5) 廃プラスチックの発生を抑制するため、各プロモーションで使用する素材は可能な限りプラスチックを使用せず、やむを得ない場合は、再生プラスチックを利用する等、プラスチックの持続可能な利用に配慮した物品とすること。
 - (6) 本委託契約は、令和 7 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 7 年度 TCVB 収支予算が令和 7 年 3 月 31 日までに TCVB 評議員会で承認された場合において、令和 7 年 4 月 1 日に確定するものとする。

13 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：中田、小西）

住所：163-0915 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号 新宿モノリス 15 階

電話：070-1479-2730（中田）、070-1472-9660（小西）

メール：nakada@tcvb.or.jp、konishi@tcvb.or.jp

（月～金 午前 9 時～午後 5 時（祝日を除く。））